

令和4年3月10日

令和4年

上毛町農業委員会3月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 3月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年3月10日（木）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	欠
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○
林 充彦 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第22号 非農地判断の決定について
- 議案第23号 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画について
- 議案第24号 令和4年度最適化活動の目標の設定について

5.その他 ・令和4年度の定例総会日程表について

会議の経過

令和4年3月10日(木)午前9時00分開会

議長

皆さん、おはようございます。

本日は、農業委員会3月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

本日は木下委員、が欠席です。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から3月期定例総会を開催します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席2番 水嶋委員 議席3番 八坂委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

それでは議案の審議にはいります。

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

はじめに 本日の総会終了後のB分類農地の現地確認は、下唐原地区です。宮本会長、横山委員、青島委員、坪根委員は 総会終了後に役場駐車場へ集合をお願いします。

それでは資料の2ページをお願いします。

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権22件、使用貸借権1件でございます。

はじめに賃貸借権ですが、

期間は1年、3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が32,151㎡です。

筆数は22筆で貸し手10名、借り手8名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当5,000円～15,000円

現物では、23kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は6年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が1,023㎡です。

筆数は1筆で貸し手1名、借り手1名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの 農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第16号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原1765番、地目は畑で、面積は685㎡です。

譲渡人は、大字下唐原の●●さんで、譲受人は大字下唐原の●●さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は25,278㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

申請箇所は8、9ページのとおりです。

申請農地は大字下唐原の未整備の畑です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明がおわりました。本案件については、私が地区担当となります。

宮本委員 事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第17号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の10ページをお願いします。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字東下505番1ほか1筆、地目は田と畑で、面積は計289㎡です。

譲渡人は、吉富町の●●さんで、譲受人は、大字東下の●●さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は6,198㎡です。(世帯) 次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

申請箇所は12、13ページのとおりです。

申請農地は大字東下の未整備の田と畑です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、横山委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

横山委員 事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくをお願いします。

議長 質疑にはあります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第18号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の14ページをお願いします。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字安雲393番2ほか2筆、地目は畑で面積は計384㎡です。

譲渡人は、宗像市の●●さん大字安雲の●●さんで、

譲受人は、中津市の●●さんです。

理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画等により確実と思われれます。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地は無く

また、水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない第2種農地であり

許可可能と判断します。

申請箇所は15,16ページのとおりです。

申請農地は、大字安雲の県道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、緒方委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか

緒方委員 2月22日に現地確認しました。排水等クリアされているようです。後は事務局のとおりです。審議のほど宜しく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第19号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の17ページをお願いします。先に訂正で、隣接農地無しを承諾有りに修正して下さい。

議案第20号 農地法第5条の

規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字大ノ瀬412番1、地目は田で、面積は計501㎡です。

譲渡し人は、大字大ノ瀬の●●さんで、譲受人は豊前市の●●さんです。

理由としては、一般住宅及び事務所建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画等により確実と

思われます。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地及び水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内に位置する第1種農地ですが、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外的に許可可能と判断します。

申請箇所は18、19ページのとおりです。

申請農地は大字大ノ瀬の町道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については喜多代委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

喜多代委員 事務局の説明のとおりです。誠実な方で、大ノ瀬は歓迎しております。審議のほどお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようなので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第20号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の20ページをお願いします。先に訂正で隣接農地無しを隣接農地の承諾を得ているに修正してください。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字大ノ瀬412番2、地目田で面積は計326㎡です。

譲り渡し人は、大字大ノ瀬の●●さんで譲受人は豊前市の●●さんです。

理由としては、建売住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われます。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地及び水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内に位置する第1種農地ですが、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設として、例外的に許可可能と判断します。

申請箇所は21,22ページのとおりです。

申請農地は大字大ノ瀬の町道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、喜多代委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

喜多代委員 大変結構なことです。審議のほどお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第21号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第22号 非農地判断の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の23ページをお願いします。

議案第22号 非農地判断の決定についてでございます。

先月に引き継いで、再生利用が困難とされているB分類農地について5名の委員の方と現地確認を実施しましたので、結果を報告させていただきます。

大字下唐原において4筆、2月10日に、宮本会長、今瀬委員、前田委員、久元委員、向本委員と事務局にて現地を確認しました。

24ページは下唐原930番地1で25,26ページの写真のとおり、一部は耕起されていますが、全体としての再生利用は困難であり、登記地目どおりの原野で、非農地と判断します。

27ページは下唐原1852番2で、28、29ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

30ページは下唐原2255番1で、31ページ草木がしげっていますが、32ページは中央下の写真のとおり所有者により伐採、草刈等が

行われており農地と判断します。

33ページは下唐原2274番1で、34,35ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

以上、4筆について現地確認し、3筆を非農地、1筆を農地と判断しましたので、総会の承認を求めます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については 農業委員3名(宮本・今瀬・前田)と最適化推進委員2名(久元・向本)にて現地確認をしていますので、代表して前田委員より意見を求めます。

前田委員 2月10日に現地確認しました。委員で協議した結果事務所のとおりです。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第22号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第23号 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の36ページをお願いします。

議案第23号 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画についてです。

国の「第5次男女共同参画基本計画が」令和2年12月に閣議決定され、また「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、第5次計画の目標達成に向けて国が今後重点的に取り組む内容が定められました。

これを受けて農業委員会では、女性農業委員の人数の目標設定と、そのための取組計画を定めることとされました。

37ページをご覧ください。上毛町の場合は農業委員さんの定数14人に対して5人の女性委員を目標とするよう定められています。

36ページへお戻りください。事務局で、目標及び計画案を作成させていただきました。上毛町の場合は次回令和6年7月が農業委員会委員の改選時期となりますが、その際に取り組む内容とスケジュールをお示ししています。

具体的には、農業委員の推薦・募集開始に先立ち、令和5年7月に営農組合や自治会、農協など農業委員の推薦母体となる組織に、

女性候補者の発掘、推薦をお願いすることとし、その際に産業振興課や農業委員会が持つ女性農業者の情報を活用することとしています。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決にはいたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第23号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第24号 令和4年度最適化活動の目標の設定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第24号 議案第24号についてですが、状況がかわりまして本日は議案を提出できませんでしたので、状況について説明させていただきます。

毎年農業委員会では、当年度の活動計画の決定と前年度の活動の点検・評価を5月に行ってきました。

今回制度が改正され、活動計画については3月中に決定することとされていますが、制度の詳細な内容についての説明が本日以降に行われるため、令和4年については、4月以降に提案させていただきます。

なお 改正により活動記録等も様式が改められるようですが、とりあえずはこれまでの記録簿に記入していただくようお願いいたします。

以上でございます。

議長

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局

では、その他について事務局から申し上げます。

資料の一番最後のページに令和4年度の定例総会日程表を載せています。

開催日は、基本的に毎月10日とし、10日が休みの場合は後ろへ下げています。

ただし12月のみ9日としていますのでご注意ください。

また、農地転用許可申請書等の締切日は毎月25日とし、休日の場合は後ろにさげています。

次回4月期の定例総会は、4月11日(月)を予定しております。

それから、皆様への委員報酬のお支払いですが、3月25日を予定しています。

この後宮本会長、横山委員、青島委員、坪根委員は 役場駐車場に
集合をお願いします。

事務局からは以上です。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

それでは、3月期定例総会を終了します。

令和4年3月10日 午前9時40分閉会